

公共測量作業規程変更承認書

山口県知事 殿

令和 7 年 8 月 18 日付け令 7 農村整備第 882 号で変更申請のあった山口県農業農村整備事業測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定により承認する。

令和 7 年 9 月 1 日

国土交通大臣

山口県農業農村整備事業 測量作業規程

「山口県農業農村整備事業測量作業規程」

「山口県農業農村整備事業測量作業規程」は、農林水産省農村振興局測量作業規程(令和7年7月18日付け国国地第39号)を準用し、以下について読み替えを行う。

○作業規程第1条第1項及び第2項

「農林水産省地方農政局」→「山口県農業農村整備事業実施事務所」